

入院会計の定期請求期間の変更について

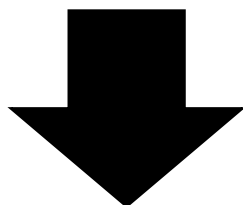
令和7年4月から入院患者さんの会計の定期請求を
下記のとおり月2回から月1回に変更いたします。
ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

○変更前(令和7年3月まで)

毎月 1日 ~ 15日 または 退院日

毎月16日 ~ 末日 または 退院日 月2回



○変更後(令和7年4月から)

毎月 1日 ~ 末日 または 退院日 月1回

令和 7 年 3 月

南 光 病 院 長

※ご不明な点は、会計窓口でお尋ねください